

令和元年9月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和元年9月10日 午後3時13分
第一委員会室

2 閉会日時 令和元年9月10日 午後4時40分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2) 欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第5条（知事）

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第3号 農地法第51条違反転用

報告第1号 農地法第4条（届出）

午後3時13分開会

○事務局長（ 君） 皆さん、こんにちは。

現地確認大変お疲れさまでございました。

令和元年第9回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をさせていただきますと思います。本日の出席委員は20名であり、全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例

総会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、 会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） 皆さん、こんにちは。大変暑い中、現地視察どうも御苦労さまでございます。

いよいよ秋の農繁期がやってきました。この後もこのような酷暑の中での作業で大変危険を生じますし、またテレビではほぼ毎日のほど高温注意報が出ておりますので、十分気をつけてもらって農作業に当たってもらいたいと思います。

本日は案件もちょっと難しい案件もありますが、忌憚のない御意見を聞きながら議事を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、ただいまから令和元年第9回農業委員会定例総会を開催いたします。

.....
○議長（ 君） 議事録署名人、中野委員と濫田正明委員にお願いいたします。

.....
○事務局長（ 君） 議事に入ります前に、事務局からおわびとお願いを申し上げたいというふうに思っております。

今回第9回定例農業委員会での議案審議でございますが、当初議案配付のときには議案は2本、議案第1号、第2号、そして報告事項が報告第1号ということで議案配付をさせていただきましたが、後ほど案件についてはその経過、経緯についても御説明申し上げたいというふうに思いますが、追加で議案第3号として農地法第51条違反転用という項目を載せさせていただいております。

委員の皆様には議案配付に間に合わなかったことを改めておわびを申し上げますとともに、議案につきましては本日差しかえをさせていただいていることを御了承いただき、慎重な審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
○議長（ 君） では、日程1、議案第1号、農地法第5条、申請番号9—10、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第5条の許可申請、番号9—10について説明いたします。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、売買を行い、食品加工工場兼事務所を建設する

といった内容でございます。

まず、位置図について説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

申請地は、現地でも御確認いただきましたとおり、青柳区と小竹区の区境、福岡県動物愛護センターの東に位置します。丸囲み内の射線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の周囲においては、全て他地目による分断があるため、農地の広がりには10ha未満の2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。資料の3ページ目をごらんください。

乗入口については、西側の市道前面道路から1カ所となっております。西側に駐車場として社員用駐車場5台分、社用トラック駐車場が2台、来客用駐車場2台の合計10台が駐車できるスペースを設けることとなっております。東側の奥側に工場兼事務所を建設することとなっております。延べ床面積は794平米となっております。

この工場ではソーセージの原料となる羊腸の加工出荷を行うものとなっております。

次に、防除計画について説明いたします。東側の既設水路との境界については、土どめ用のL型コンクリートを施工することとなっております。また、水路の天端に管理用の張りコンクリートを施すこととなっております。

次に、雨水、雑排水について説明させていただきます。まず雨水については、敷地内に集水枥を設置し、東側の既設水路に排水する計画となっております。

次に、汚水、雑排水関係につきましては、計画図の右上の部分に合併浄化槽を設けまして処理を行い、雨水放流と同様に東側の水路へ放流することとなっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、騒音、臭気、排水について指摘があった場合、早急に対処、改善を行うこと、雑排水については市の指導に従い合併浄化槽を設置すること、作業場の水も浄化槽で処理し、東側の水路に放流すること、以上のことに申し入れがあり、合意に至り、令和元年6月23日付の承諾書の提出がっております。あわせて区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、何かありましたら、 委員。

○委員（2番 君） ただいま事務局より説明がありましたが、地元水利委員会で承認しますこととなった経過を申し上げます。

7月20日に水利委員会を開催しまして、過去2回農振の除外、そしてまた指導要綱水利委員

会に変更したところ、今回の変更がないと、問題はなかったということで承認しております。

そしてまた農転後のその他問題が生じたところ、ことを思い、確約書をいただいております。この確約書の内容は、小竹農区長宛てになっておりますが、このたび、古賀市小竹字ホケ原35番地1、[]の事務所、作業場を建設いたしますが、当作業場から発生する騒音、臭気、排水について、近隣住民及び区より指摘があった場合は、早急に対処、改善することを確約しますという内容で、[]代表取締役の[]さんの印鑑をいただいております。

以上でございます。

○議長（[]君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。ないようでしたら採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） では、農地法第5条の申請番号9—10に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（[]君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（[]君） 続きまして、申請番号9—11、事務局説明お願いいたします。

○係（[]君） それでは、議案第1号、農地法5条の許可申請、番号9—11について説明いたします。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、売買を行い、輸出用中古車の置き場として転用するといった内容でございます。

まず、位置図について説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

申請地は、筵内の鷺白橋から米多比方面に進み、九州自動車道を越えてすぐ右に入った場所に位置する丸囲み内の射線の3筆でございます。

次に、農地区分の説明について説明いたします。

申請地の東側に一部農地の広がりがありますが、九州自動車道、宅地等の他地目による分断があり、農地の広がり10ha未満であることから2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。6ページ目をお開きください。

今回の計画は、申請地の全面にアスファルト舗装を行いまして、図面の左側奥に27台分の車両置き場、中央部に車両運搬車の積み下ろしスペースを設ける計画となっております。車両の積み下ろしの動線につきましては、下の7ページに記載しているとおりで。

次に、被害防除計画について説明いたします。図面の左下の大根川との境界から右下の積み下

ろしスペースまでについては、土どめ用のCPブロックを施工することとしており、右側の民地と上側の市道との境界についてはコンクリートブロックを設置することとしております。また、コンクリートブロック上は、上から外から完全に目隠しの状態とならないようネットフェンスのみを設置することとなっております。

雨水、雑排水関係について御説明いたします。まず雨水につきましては、敷地内にU型側溝300水路を設けまして、油水分離槽を経て、市道の既存の側溝へ排出する計画となっております。

汚水、雑排水関係でございますが、今回は資材置き場であるため発生いたしません。

次に、計画断面図について説明させていただきます。資料の8ページ目をごらんください。

縦方向のA-A'断面におきましては、運搬車への積み下ろしの部分において、最大で130cm程度の切土が行われます。次に、横方向のB-B'断面につきましては、左側の大根川側において、約85cmの盛土、右側において約100cmの切土が行われる計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、地元説明会において、敷地内で車両の解体、組み立てを行わないこと、車両、の積み下ろしは必ず敷地内で行うこと、万一、油漏れがあった場合に対応できるよう油水分離槽を設けること、油水分離槽に集水ができるように敷地内に側溝を設けること、目隠しフェンスをしないことについて要望が出され、地元との合意に至り、あわせて区域委員さんから署名、捺印をいただいているところです。

また、今回の申請地につきましては、コンクリートが敷設されるのと10年以上前から違反転用の状態が続いておりましたことから、農地への原状復帰工事を行うこと、そのことによって違反転用状態を解消することも条件として加えられており、解消を事務局で確認したことから受理しているところです。

説明については以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、 委員。

○委員（3番 君） ただいま事務局の説明のとおり、平成31年2月23日に開発委員会を開き、現地確認してから、いろいろな面を検討し、いろいろな条件をつけまして、一番問題なところは隣地承諾をもらうのに物すごく時間がかかったということで、令和元年8月24日の日に、一応農区長さんと私の印鑑を押しました。

そして、高いいろいろな条件をつけましたが、全部業者がクリアしましたので、何ら問題ないということで農区長並びに私の署名捺印をしましたので、審議よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうぞ。

○委員（6番 ■■■■■君） 中古車をちょっと置くということですが、雨水が流れて、もし油がこぼれたらその雨で流れてきますね。だけん、分離槽をさっち通して流すというようになってくるんですかね。

○議長（■■■■■君） 事務局。

○係（■■■■■君） 中央部に油水分離槽を2カ所設置しておりまして、そこにU型側溝300を敷地内に設置することとしておりまして、水路に流れてきた水を全て油水分離槽に集水して既設の水路に流すような計画となっております。

○議長（■■■■■君） ほかにはないですか。どうぞ。

○委員（2番 ■■■■■君） この搬入路の道はどのくらいあるんですか。そして車両はどのくらいの車両が入ってくるんですか。

○係（■■■■■君） 入口につきましては約20mの入口を側溝にふたを被せまして施工することとなっております。車両につきましてはトレーラー、それも20mぐらいの一般車が搬入してくるという、（「道路幅は」と呼ぶ者あり）失礼しました、道路幅は6m。（発言する者あり）ごめんなさい、失礼しました、3.7m。

○議長（■■■■■君） ようございますか。■■■■■委員。

○委員（2番 ■■■■■君） 道路の幅3.7m、そしてトレーラーが入る。それ、あれは県道ですか、市道ですか。入ってくるっていうのは。

○係（■■■■■君） はい、市道になります。

○委員（2番 ■■■■■君） あそこから入るのに1回では入れませんよね、何回か切り返さないと。それと3.7mの車がトレーラーが入ってきた場合、道、壊れはせんか。

○係（■■■■■君） その件につきましては、指導要綱の中で議題に出てきまして、舗装は行わないんですけども、もしこれが破損するようなことがあれば、事業者のほうで責任をもって修繕するということで協議をしております。

○委員（2番 ■■■■■君） その約束ごとについては書類か何かに記載されているのですか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（■■■■■君） ちょっと休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時36分再開

○議長（■■■■■君） では、再開します。

事務局。

○係（■■■■■君） 指導要綱の協議調書の中で、開発者が原因で水路等を破損した場合は補修

するという事は記載されております。

○委員（2番 [] 君） これは違反転用だったところですね。

○係（ [] 君） はい。

○委員（2番 [] 君） 違反転用だったその部分を現状に復帰するという事で、スムーズにこうなかったことになるみたいな傾向がありますけど、いいんですか。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係長（ [] 君） これまでも、さまざまな形状と申しますか、パターンでの転用の申請は行われてきているとは思いますが。農地でない状態で相談を受ける場合ももちろんございます。それに対して、農業委員会での指導等を受けて原状回復というものをやっていただくパターンもこれまでにあったのではないかとこのように思っております。

これに関しては、どのような状態だったら原状回復するのか、どのようなものだったらしない方がいいのかとかっていう取り決めは正直言ってございません。今の状態ではないというところが正直なところでありまして、事務局としましては相談の中身によっては6役会におかけすることもございます。

今回の場合につきましては、原状回復、地元のほうからも農地の条件に戻すことも付されておりましたので、農業委員会事務局としましては、農地の状態に戻せる、農地、耕作ができる状態に近い状態であることが申請を受け付ける条件として、今回それが是正されましたので、申請を受理しているということでございます。

以上であります。

○委員（2番 [] 君） 今回の顛末書はもうでてないんです。

○係長（ [] 君） はい、今回につきましては是正されているということで受け付けてはおりません。

○議長（ [] 君） ようございますか。

○委員（2番 [] 君） それにしても、あそこは狭いのに問題にならないのかな。農業委員会としてはもう農地の部分だけを担当すればいいのかもしれないけれども、この農転のこの場所に入ってくるような入り口の道ですね。あそこはやっぱり危惧せざるを得るところですね。

○委員（8番 [] 君） 新原でも、中古車販売が農協の横にあるんですが、やはり40フィートのトレーラーが何回もこう出入りするわけですから、二日市線が広くて敷地の中も広くないとスムーズに入れにくいですね。40フィートのトレーラーがしょっちゅう出入りするということは、必ず何回か切り返すか、米多比のほうから真っすぐ下りてきて入るか、筵内のほうから入る場合は鋭角に行かないかと思っておりますから、かなりあそこで切り返しをするときに、通行の邪魔になる可能性もありますよね。

そういう場所にも大きなトレーラーが入るような施設をもってくるのはちょっと問題だとは思いますがね。あそこは入口も狭いし、バスで通ってもやっと通れるような状況で、運転される方は確かに運転手の技術的なものは高いですけど、しょっちゅうやっぱり入ってくると道も破損するし、いろんな問題がトレーラーの出入りによって起こるような可能性があると思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 今、 委員からありましたけれども、40フィートぐらいのということもありましたけど、ある程度の大きさ以上の車両であれば、特殊車両として行政のほうに届け出、通路等の届け出が必要になってくるということもあるかと思っています。それが可能でなければ行政のほうからの許可も下りないということになりますので、今回そのような車両があるのであれば、ここに侵入できないというような形になるのかなというふうに事務局では判断しているところでございます。

○議長（ 君） ほかにありますか。 委員。

○委員（19番 君） 確かに一応マイクロバスっていうと、非常に何か苦勞してバックして、あれが頻繁にされると、多分水路には十分影響が出てくるんであろうと思うんですね。ですから実際に、では大型トレーラーを入れるってどうなのかというところはなんとなく確認はしたいなと思うんですね。

それとこれルートですね、どういうルートで来るのか。確かに新原のところやら、はっきり言って怖いですが、ああいう状況になれば余り地元の人もこんなはずじゃなかったという、そうなるんじゃなかろうかと思うので、ルートの問題と実際に実車を入れてみるというのも私は希望したいです。

○委員（18番 君） 委員といっしょでちょっと今のところ言おうと思ったのですが、焼肉しばたの横にバスの駐車場を貸してあるじゃないですか。あれが聞いたところによると、こういう通路を通ってくださいと警察か何かの指導か何かあっておるとです。

それでもバスの運転手によったら、早よう帰りたいか何かで、青柳の何かガソリンスタンドの横の道か何かで近道で違反して、ちょっとそれが問題になっておるって私もちょっと聞いたけん、そこらはちょっと定かじゃないんですけど、そういう問題とかがトレーラーやったらあるし、あそこがちょうど安武昇委員も言われたように、新原のようにある程度直線の2車線で信号あたりも途中あって、とまる流れがこうとれるんやったら多少は融通が利くかなと思うけど、ちょうどあそこが高速の下で多分高さ制限もトレーラーやけん大丈夫かなと個人的には思ったんですけど、あそこがS字カーブとなっておるし、通学路とも何かいったような話もあるし、かなりそこいらは整理せないかんじゃないかなとは疑問に思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（ 君） 事務局、何かありますか。（「休憩をもらっていいですか」と呼ぶ者あ

り)

休憩します。

午後 3 時 44 分 休憩

午後 4 時 02 分 再開

○議長 (君) 再開します。

事務局。

○係長 (君) 済みません、お待たせしました。今都市計画課、また建設課のほうにも指導要綱の中身の確認をさせていただきました。今御質問、御意見いただいております車両の進入についてでございます。

通常は申請者のほうにも再度確認をしましたところ、通常は普通車、小型車両——普通車のみをこの申請地へ運ぶというか、運転して持ってくるというような計画であります。キャリアにつきましては、大型車、運搬車につきましては、ここにある程度の台数がたまった際に、それを持ち出すための持ち運び用の車両として使うということで、頻繁ではないということで聞いております。

また、建設課等にも確認しましたところ、先ほど申したようにこの大型車両、長さ 12 m 以上、高さ 3.8 m 以上というようなところの基準はございますけれども、それ以上のものになりますと、やはり届け出、許可、ここを通りますよという許可が必要になってまいります。国土交通省から古賀市のほうに対して、ここを通れるかとかいうような申請に対しての答えを出さなきゃいけないというふうな手続等もありますので、これをどのように判断するかというのは、今後建設課がどのような車両でどのような状況で侵入するかというところで判断していかれるものかというふうには思っております。

今回の農地転用に関しては、先ほど 副会長言われたように、農地転用の中身とはまた違うものになってくるかもしれませんけれども、他法令との整合性というところで、もし当委員会のほうでまだ不安点が残るということであれば、再度申請者等と確認をとりながら、次回、継続審議ということもあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 (君) 終わらんのなら事務局の言うように継続審議になりますけど、そこまでする必要がありますかね。

○委員 (5 番 君) 転用の場所と関連しているといえば関連しているんですけど、実際、農業委員会の転用許可のところとは違うという議論もありましたけれども、市道でもあるし、農業用水路も入って頻繁に車が入り出すということならば、市道がやっぱり破損、損壊しかね

ないというになるというこですから、農業委員会としてやっぱりもう少し市の指導要綱等についてもうちよっと吟味して、指導をやっぱり今後お願いしていくような意見を付すようなところですね、そういうことも考えられるのかなということで、継続審議にして、もう一度指導要綱にかけるといことについては、行政のほうも一度決定したことでしょうから、なかなか難しいところでしょうが、農業委員会の意向ということがとれるのかどうかというのもあると思います。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。 委員。

○委員（19番 君） 今の説明からいきますと、キャリー、運搬車になりますと、長さが12m、幅3.8mというところでしたけれども、有効幅員がここ3.7ですから、だからこういう運搬車は入れないということにもなるんだろうと思うので、その辺のところを含めて、もう少しきちんと示してくれたほうがいいと思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 済みません、先ほど私がちょっと読み違えたところがあるので、もう一度御説明させていただきますと、長さが12m、高さが3.8m、幅は2.5m以上、幅が2.5m以上のものが特殊車両というふうに規定されておりますので、それ以上のものが入る場合は、手続・申請等が必要になりますということでございます。

以上であります。

○議長（ 君） ほかにないですか。

考え方を申し上げてあると思いますけども、基本的には指導要綱は都市計画課と建設課のほうで動くと思いますので、先ほど出たこの農地の転用というのは農地法の条例になりますので、基本的に農業委員会としては承認せざるを得んじやなからうかと思ひます。そういう形で採決取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第1号の農地法第5条の申請番号9—11に対して賛成されます農業委員の方は挙手を。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員挙手ということで承認したいと思います。

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号、基盤強化法第1.9条（農地利用集積計画の公告）、申請番号の8—36と9—39から41までを一括でお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利

用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、変更で1件、新規で3件の利用権設定の申し出がっております。新規の3件につきましては、全て中間管理事業によるものとなっております。また、議案第2号において、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、利用権設定の申し出について御説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。

整理番号8—36、こちらは変更によるものとなっております。

所在、筵内上ノ原、登記簿地目田、現況地目畑の筆が2筆、合計面積1,044平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和元年8月13日から令和元年12月末までの貸し借りとなっております。変更点につきましては、賃料の変更となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

申請番号9—39、所在、青柳砥石ヶ原、登記簿地目山林、現況地目畑の筆が2筆、合計面積1万1,607平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和元年11月1日から令和11年10月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号9—40、所在、筵内石原、登記簿地目田、現況地目畑の筆が2筆、合計面積2,547平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和元年11月1日から令和11年10月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

申請番号9—41、所在、薦野下原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積2,033平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和元年11月1日から令和6年10月末までの貸し借りとなっております。

申請番号9—39から9—41は、中間管理事業の案件となっております。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名をいただいておりますことから、申請受理しております。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、どうぞ。

○委員（8番 君） 8—36、賃料が5,000円から前からどうして変更があった。

○係（ 君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

以前、手続をこちらのほうで申請者のほうに確認した際は1筆当たり5,000円ということでお聞きしていたんですけれども、その農業委員会の決定を経て通知を打ったところ、5,000円

でございますという事で送った後に、申請者のほうから変更の申し出がありましたので、今回受理しているところであります。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。

では、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号の基盤強化法第19条の議案に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号、農地法第51条違反転用について、事務局の説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号、農地法第51条の規定に基づく違反転用の取り扱いについて説明いたします。

資料の12ページ目をお願いいたします。

今回、違反転用の疑いとして案件を上げておりますのは、平成31年度4月期農業委員会で農地法第5条の許可申請としてプレコンユニットの資材置き場への転用として御審議いただきました案件でございます。

位置につきましては資料の13ページ目にございまして、小山田公民館の西側に位置する3筆でございます。

今回、違反転用として上げている箇所ですが、資料の14ページ目に申請時の計画図をつけております。

次の115ページ目には、申請の南側501-1の市道側に黒丸をつけておりますが、この場所において井戸を掘るためのボーリング工事が行われているところです。

この井戸につきましては、当初申請に上がってございました14ページの計画平面図には記載されておらず、また被害防除計画においても、汚水、生活雑排水は発生しないと記されており、雨水のみを側溝へ放流する計画というそもそもの計画と齟齬があることから、今回、本日記付いたしました資料の中に、農地法第51条違反転用の処分に関する手続というものを配付させていただいておりますが、この中の51条の第1項第2号の中にありますとおり、第4条第1項または第5条1項の許可に付した条件に違反しているものに該当するものとして違反転用の疑いがあると事務局で判断したところです。

経緯について説明いたします。

9月3日、地元農業委員の[]委員より当該地においてボーリング工事が行われていると事務局へ御報告をいただきましたところ、事務局で現地を確認し、また現地の作業員から井戸を掘るための工事であるということについて確認いたしました。

このことについては、その日の午後ありました役員会の中で6役の皆様には状況について御説明をさせていただいたところです。また、その日のうちに本計画図面の作成業者にも照会を行い、計画図に井戸を掘る計画はなかったことについて確認を行っております。

翌日9月4日において、福岡県の福岡農林事務所の方が古賀市にいられましたので、現地を確認していただきました。現地を見ていただいたところ、転用の許可の条件に反する工事である可能性が高いということから、その日のうちに県より施工を停止させるよう電話で指示を受けたところです。そこで図面作成者を通じまして、事業者に対しまして施工を停止するよう指示を行いました。

しかし、翌日9月5日になっても工事は停止しておらず、状況を図面作成者のほうに確認したところ、作成者についても担当者と連絡をとることができていないという状況にあることから、事務局より直接[]への連絡を試みました。しかし、再三の連絡を行ったにもかかわらず、担当者が不在、担当者と連絡がつかない、担当者が連絡をしようとしているが実際には連絡がなされないといった対応が続き、施工の中止の指示ができない状態が続きました。

翌日9月6日に、再三連絡を行うことによって、やっと担当者から連絡があったところですが、井戸については火事が発生したときに使用する、許可の申請内容については仲介事業者が行ったものであり自分は関知していない、給水しないとは言っていない、工事を中止するつもりもなく、また話し合いにも応じるつもりはないといったことを述べられ、事務局の指導に対して耳を貸されない状態が現在に至るまで続いているところです。また、その日のうちに事務局長、係長4名で農林事務所に出向き、今後の対応について協議を行ったところです。

今後の対応といたしましては、市の農業委員会の指導に従わないという意向を示されている以上、農地転用について許可権限を有する福岡県から是正指導を求めたく、福岡県農地法違反転用事務処理要領に基づき、今回の事案を違反転用事案として御報告を行いたく、議案として提出させていただいているところです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（[]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。[]委員。

○委員（4番 []君） 補足の説明をさせていただきます。

今、[]による農地転用違反の内容の経緯が御説明されましたので、ほぼそのとお

りでございますが、違反を確認したという、ボーリングを確認したという前日にボーリングの工事が立ちましたので、確認しましたので、まずはここに3名の地権者の方が載っておりますけど、その中の世話役といいますか連絡役の人にすぐ連絡をして、■■■■のほうに確認をしてほしいということで、私のほうから依頼をしています。何も返事がなかったものですから、3日の日の朝、すぐ農業委員会のほうにボーリング工事をしているみたいだと。

一番当初から、ここでは水は使わない、もちろん洗浄を行わないということでしたから、雨水だけという約束をしておりましたので、違反しておるということで農業委員会のほうに連絡をし、対応を依頼しました。経緯はこういうことで、最終的に事務局に状況報告を受けたときに、向こうとしては言うことを聞かない、工事をとめるつもりはないというような返事みたいだということのを伺いまして、今後よろしくお願ひしたいということで、農業委員会のほうに依頼したということになります。

以上でございます。

○議長（■■■■君） ほかに何か。

○事務局長（■■■■君） 先ほど議案第3号の御説明を事務局させていただきまして、その補足をさせていただきたいと思ひます。

実はこの経緯の中に9月6日、農林事務所へということで最終的な報告をさせていただきましたが、別でお配りをしております福岡県農地法違反転用事務処理要領、こちらをちょっと御準備をお願いしたいと思ひます。これと対応の経過をちょっと横に並べていただきまして、これの第1、農業委員会との連絡調整というところの2の(1)、(2)を少し説明をさせていただきたいと思ひます。

違反転用事案把握後の農業委員会の対応でございます。早期の対応ということで農業委員会は1の活動及び農業従事者へというところから、違反転用者等に対し、早期中止等の指示を行うものとするというところが、先ほど説明をさせていただきました対応の経過の部分で十分させていただいているというふうに理解をしております。ただ、相手がなかなか応じないというところで、特に地元の方の不安を、さらに不安な状態にしているというところがございます。

9月6日、農林事務所に行ったときに、この事務処理要領を我々見せられて、こういった対応をしなければということで県からアドバイスを受けたことに対して、2の(2)でございます。違反転用事案報告でございます。1カ月以内に農林事務所へ報告を別紙様式1——ちょっと別紙様式1は準備をしておりますけれども、詳細なことを書いて県のほうに公文書として出すというところがございます。ここからスタートをしていくんだというところのアドバイスをいただいたことから、本総会の冒頭にちょっと申し上げましたけれども、本日駆け込みでぎりぎりではございましたけれども、追加議案として議案第3号として上程をし、この部分について農業委員会の

承認を求めるものでございます。

事務局として、この間、地元農業委員さんとの連絡調整もさせていただきながら、また、この案件につきましては井戸を掘るということで、さまざまなことが想定されることになります。もともと計画では洗浄はしないというところではございましたが、洗浄の可能性が出てきます。そうしますと、市役所の関係各課とも協議をしなければなりませんし、そもそも地元への説明責任が果たされていないことが非常に大きな今後課題として、しこりとして残っていくのではないかと、いうふうに危惧をしているところでございます。

いずれにしても、農業委員会としてしっかりとこういったことを委員会の場として説明をして、県のほうに報告をする取り組みをしたいということで議案上程をしているところでございます。

捕捉については以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

申請書に上がっていないところをするということ自体、このままじゃ通さないかんようになってしまいます。これははっきりしてもらわんと、農業委員会は何をしてきたかという価値の問題になってきます。 委員。

○委員（20番 君） 今回の井戸の件ですけれども、本人は知らなかった、不動産業者が勝手にやった、そういう井戸を掘らないと言った覚えはないという話をされるのであれば、農業委員会としてはもういらぬです。勝手にそういうふうな言い訳が通用するのであれば、申請の意味がほとんどないんじゃないかなという。

以前私が言いましたように、みんながみんなその信用調査をする必要はないと思うんですけど、多分この企業っていうのは、どこかを調べれば瑕疵情報は多分あったんだろうと思うんです。ほかのところでもこういうトラブル多分起しているはずなので、できれば怪しい業者、よくわからない業者っていうのは、多分市役所のほうで東京リサーチとか帝国バンクあたりからこの業者のデータを引っ張って、そういうトラブルがないかっていうのはやっぱりきちんと調べてもらって、その農業委員会の審議をするときに参考資料とか何かで出された方がいいんじゃないかなと思います。

○議長（ 君） ほかにありませんか。谷山のことなんですけど、谷山の方にも小山田から雨水ということで、雨水を外にも出させてくれんだろうかということで、雨水だけなら上から下のことですから流す許可したんですけど、ところが井戸水を流してくると、それはさっき言われたように機械を洗うとか何かした水が来るんじゃないかなろうかとか、そうなってくると地元としても嫌ですから反対ですから、一応その谷山の開発委員長の名前で開発事務所宛てに水を流させんと、それから再度申請し直してくれということは言っていますけれども。

逆にこういうことが安易に通れば、はっきり言ってもう農業委員会は要らんもんですから。

○委員（４番 ■■■■■ 君） 農業委員会の確認なんですけれども、地元としてもその当時の話ともう全く違うので、谷山のところも水のこと言われましたけれども、我々も水のことを一番心配してきましたので、一番当初からその製品しか持ち込まない、ということで洗浄なんてもちろんなんですけれども、車を洗うこともしない、水も使わないで雨水だけという説明を受けて、その開発に対する周辺住民の方々のフェンスとか条件をつけましたけれども、そういうことでOKを出したというような状況なんです。

ところが、それを一番最後に書いてあるように勝手に開発業者が説明したということで全部をすまされてしまうと、農業委員会そのものもですけれども、開発についてはもう何もやるべきことがないというか、できないという状況にもなります。

今後その水を、その水を絶対に流すなということで、谷山開発委員長から小山田にという話になりましたけれども、小山田の開発委員長の名で業者に出すことはもちろんできるんですけど、それで守られるかどうか、それが一番心配です、そこらへんどうでしょうか。

○議長（■■■■■ 君） 事務局。

○係長（■■■■■ 君） まず今の現状としまして、農業委員会事務局、また市の指導要綱の変更等もありますので、都市計画課のほうからもこの業者のほうにはアプローチしております。

中身としましては、計画に対する変更または今回のボーリングに対する理由等をきちんと明らかにしてほしいというようなところでアプローチをしておりますが、先ほどありましたように、この図面、14ページ、15ページの図面の右下のほうに測量会社のお名前と担当の方のお名前があります。

こちらが■■■■■さんの間に入ってこの図面等を書かれて地元等へも御説明されているというところでございますけれども、先ほどありました井戸を掘る計画というのを、■■■■■さん側はこの設計士さんが勝手につくったもので、井戸を掘る計画はもともとあったけど、今回の図面に関しては設計会社がつくったものであるというふうなことを言われております。

そのことについては、こちらの担当の方に確認をしたところ、この農地転用の際にも、地元の説明の際にも、この図面を持って■■■■■さんにも確認をして、■■■■■さんにも署名捺印いただいて、申請書を提出しているということはきちんと聞いておりますので、■■■■■さんもこの図面であることは認識してあったというふうに事務局では認識しております。

これにつきまして、今後、事務手続上でいえば変更申請等に変わってくるのかなと思いますけれども、その際には一番最初の農地転用と同じように地元の承諾等をいただくことになるかと思っております。

地元の水利承諾、またはこの図面への署名捺印をいただくことになると思うんですけれども、

その際に地元へどのような条件を付されるかというところになってくるかと思えますし、またこの間、2件、3件ほど隣接地の方、隣地の方からいろいろ問い合わせも受けております。今回の経過を報告させていただくとともに、今後、農業委員会の対応としてこういうふうを考えておりますということは御説明させていただいておりますので、そういう方々への御説明も含めて、この業者、申請者がどのように真摯に対応していくかというところが論点といえますか、ポイントになってくるかなというふうには考えているところであります。

以上であります。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 補足をさせていただきます。まず、この対応の経過の一番最後ですね、9月6日10時26分の中身です。これは通常考えてあり得ない対応だというふうに思っています。関係者とはいえ、勝手にやったのだというふうな言い訳は通用しないというふうに、まずそういった捉え方をしています。

やり方としては、今後その申請地をどうしたいのかというところ、あるいは何のためにこの井戸を掘ったのかという、先ほど係長の答弁にもありましたところをまずはお互い会って話を詰めていかないと、電話ではなかなか通じるところが、通じるというか、お互い理解すべきところが理解できない状況になってしまうので、まずは入口としてはそこからというふうに思っております。

やはり大変地元の方への不安も含めて大変な状況だということの認識もあわせて申し上げるべきだというふうに思っております。こういう議案審議にはそういった地元の意見、この間、水利承諾書のあり方、農業委員会の意義、地元開発委員会の存在意義も含めて、数カ月間議論をしまいであります。それと私は似ているかなというふうに思っておりますので、しっかりとここは県のルールがあるということもありますので、そこは通常のルールで申し上げる必要があるのではということでの議案上程でございます。

あと 委員から信用のお話がありました。特に業者側が農地転用の5条の譲受人側になる場合なんですけれども、会社の登記とかを確認するというところまで至っております。ただ、こういった事案は古賀市のみならずいろいろな各地で起こってくると、その先踏み込んだ対応というのは、やはり問題提起をして考えていくべきだろうというふうに思っております。

今、 委員がおっしゃったような調査関係というところまでは至っておりませんが、どのような業法を営んでいる会社なのかというところで、添付書類として農業委員会事務局確認をさせていただいておりますことから、先ほど現地でも担当者説明しました、この会社はこういったことを主な業としてされておりますというふうなところ、これがまさにその部分でございます。

その先の踏み込んだところについては、先ほどの答弁と同様に、今後いろんな課題とかが起こ

ってくるような形になると、地元農業委員会としても問題提起をしていかなければならない案件だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありますか。

○委員（15番 君） これを県に報告しておいて、どこまで制限ができるのか、そのへんは。

○事務局長（ 君） 9月6日にこのルールに基づいてというところで話を伺っております。もう一つ、ちょっとお手元に準備していただきたいのが、農地法第51条処分に関する事務手続、ちょっと太文字でその網かけをしている漢数字の二、第4条第1項もしくは第5条第1項の許可に付した条件に違反している者ということで、今回の案件についてはもう既に許可が下りておりまして、その許可にはこういったことが示されております。計画どおりに施工しない場合は、工事の中止命令、もしくは許可自体を取り消す場合がありますということが記載されておりますので、ただ古賀市農業委員会の事務局が工事の中止命令を出してくれということを県に口頭で伝えたわけですね。これで停止命令が下るかなと思ったんですけどもちょっと考えが甘くて、こういったルールがあるのでということで、アドバイスをいただいたところでございます。

なので、本総会で審議していただいた結果を県に文書で出さないと、そういったことが県のほうでも取り組めないということが改めて明らかになったっていうのはちょっと私も言いにくいんですけども、そういったルールになってございますので、それを踏まえて県、処分庁である県知事の中止命令とか許可の取り消しに踏み込んでいただけるような、具体的になるのではということでございますので、そういった今後取り組みがされるのではというふうに思っております。

以上です。

○委員（15番 君） 県がその中止命令ですとかそういったものを出すまでの間に、それまでの間に、今言われたように相互の話、それまでにやっぱりしておかないと、何もなかった時に一番困るのは小山田だと思いますので、お互いがきちんと話しておくことは必要じゃないでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） そのとおりだと思います。きょう審議、総会が終わって、あした以降の取り組みの中で、あとはもう処分庁である県に任せますよということには到底やっぱりならないと思います。

農業委員会事務局、都市計画課とも連携をしてこの取り組みというか指導も含めた取り組みをやっておりますが、まず入口としては、まずどういうふうな計画になっているのかとか、地元へ

の説明責任とか、やっぱり先ほど申し上げましたように会って、電話ではなくて会って実際に話さないとやっぱり何も解明できないところがありますので、そこは引き続き努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（ 君） ほかにないですか。閉めたいと思いますがよろこびますでしょうか。

基本的に計画書にない図面が後から出てということは、やっぱり先ほども言っていたように農業委員会を愚弄しておると考えるべきかどうかはわかりませんが、なおかつ地元の委員と話もできないという中であって変更ができないとなれば、やはり水の問題が絡んでいますので、農業委員会としては答えは出しにくいと思うんです。これをこのまま、はい、そうですかという、さっきも言いましたように農業委員会のあり方、古賀市のあり方に対していろいろいらぬといったような話になっても困るものですから、基本的にまとめたいたいの、この違反転用案件を違反転用として報告する方向でいきたいと思うんですが、よろこびますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号の農地法第51条の違反転用の案件に関しては、違反転用ということで県にそう出したいと思えます。それでよろこびますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。これで議案を終わりたいと思えます。

午後4時40分閉会